

# 第4次旭川市障がい者計画の全体像

## 計画策定の趣旨

### 【策定の趣旨】

旭川市では、障がいのある方の施策に関する基本的な方向を示す中長期の計画として、平成9年3月に「旭川市障害者計画」、平成18年3月に「第2次旭川市障害者計画」（平成18年度～平成27年度）、平成28年7月に前計画である「第3次旭川市障がい者計画」（平成28年度～令和2年度）を策定し、本市の障がい者施策の総合的かつ計画的な推進に取り組んできました。

前計画から5年が経過し、この間、国による第4次障害者基本計画（平成30年度から令和4年度まで）の策定や、障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率の改正をはじめとする障がい者雇用の更なる促進等、障がい者を取り巻く環境は引き続き変化しています。

このような状況を踏まえた取組を継続するとともに、本市の障がい者施策の更なる充実を図るため、令和3年度を始期とする「第4次旭川市障がい者計画」を策定するものです。

### 【計画の期間】

計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年とします。

### 【計画の位置づけ】

障害者基本法第11条第3項に定める市町村障害者計画

## 基本理念と施策の体系

### ～基本理念～

**「障がいのある人もない人も、その人らしく活躍し、互いに尊重し合いながら安全・安心に暮らすことのできるまちづくり」**

基本理念の実現に向けた取組を推進するに当たり、4つの目標を定め、施策を展開していきます。

国が策定する障害者基本計画及び北海道が策定する北海道障がい者基本計画を基本とするとともに、これまでの本市における障がいのある人への支援の取組との継続性を保ち、同時に様々な分野の取組を総合的・一体的に進めるために、第8次旭川市総合計画や関連計画との整合性に配慮します。

## 重点施策「理解」の設定

障がいのある人の自立と社会参加に関する取組を実効性あるものにしていくには、障がいのある人に対する幅広い市民の理解が欠かせないと、基本的認識の下、「施策の区分」に「理解」を追加するとともに、重点施策と位置付けています。

また、「施策の方向」に「障がいのある人への理解の促進」を追加しています。

## 基本理念

障がいのある人もない人も、その人らしく活躍し、互いに尊重し合いながら安全・安心に暮らすことのできるまちづくり

### 目標

#### お互いがその人らしさを尊重し合う地域社会の推進

障がいのある人に対する理解を促進する取組とともに、障がいのある人もない人もお互いがその人らしさを尊重し合いながら共に暮らす共生社会の実現に向けて、障がいを理由とする差別や偏見を解消し障がいへの幅広い理解を広げていくための啓発・広報活動等を推進します。  
また、障がい者虐待の防止や成年後見制度の適切な活用など障がいのある人の権利擁護に取り組むとともに、障がいのある人と地域住民との交流を促進し、地域福祉の充実を図ります。

#### その人らしく暮らすための支援体制の充実

障がいのある人が個人として、その尊厳が重んじられ、地域社会の中でライフステージに応じた支援を受けながら、その人らしい生活を送ることができるよう、障がいの特性や生活の状態に応じた保健医療福祉サービスを提供する体制の充実を図ります。

#### いきいきと暮らすための自立と活躍の促進

障がいのある人が自らの選択と決定により主体的に行動し、社会のあらゆる活動に参加するとともに、生きがいを持って生活できるよう、乳幼児期からの早期療育や教育を通じた発達支援並びに雇用・就労支援の充実及び文化活動・障がい者スポーツの振興により、障がいのある人の自立と活躍の促進を図ります。

#### 安全・安心な暮らしができるバリアフリー社会の実現

障がいの有無にかかわらず、市民誰もが安全に安心して生活できるよう、住まいや移動等の環境のバリア、情報のバリア等、地域生活を阻む様々なハード面のバリアの解消とともに、心のバリアフリーの普及・啓発を図ります。

### 施策の区分・方向

#### 重点施策

##### I 理解

1 障がいのある人への理解の促進

##### II 差別の解消・権利擁護

1 障がいを理由とする差別の解消の推進  
2 権利擁護の推進  
3 地域福祉活動の推進

##### I 生活支援

1 相談支援体制の整備  
2 サービスの質と量の充実  
3 障がい特性に配慮した支援  
4 生活安定施策の推進

##### II 保健・医療

1 障がいの原因となる疾病等の予防・治療  
2 保健・医療の充実等  
3 精神保健・医療の提供等

##### I 教育・育成

1 障がい児支援の充実  
2 学校教育の充実

##### II 雇用・就労支援

1 障がい者雇用・就労の促進  
2 福祉的就労の底上げ

##### III 社会参加・活躍

1 障がい者スポーツの振興  
2 文化活動の振興

##### I 生活環境

1 住環境の整備  
2 障がい者に配慮したまちづくりの推進  
3 防災・防犯対策の推進

##### II 情報・コミュニケーション

1 情報提供の充実  
2 意思疎通支援の充実